

第15回 小川北義務教育学校開校準備委員会次第

日 時 令和2年11月27日(金)
午後7時00分～
場 所 下吉影小学校 体育館

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

・ 専門部会からの報告

- ① 総務・通学部会
- ② P T A部会
- ③ 学校運営部会

4 その他

5 閉 会

配布資料

【資料1】 総務・通学部会報告

【部会資料1】 制服・体操服 刺繍等デザイン

【部会資料2】 校章・校歌 検討事項

【部会資料3】 校章デザイン一覧

【部会資料4】 校歌一覧

【部会資料5】 校章・校歌 スケジュール

【部会資料6】 昨年度の決定事項（通学）

【部会資料7-1】 スクールバス運行経路・乗降所案

【部会資料7-2】 スクールバス運行経路・乗降所 協議結果

【部会資料8】 乗降所候補として想定される公共施設一覧

【部会資料9】 意見一覧

【資料2】 P T A部会報告

【部会資料10】 P T A部会スケジュール

【部会資料11】 P T A規約決定事項

【資料3】 学校運営部会報告

【部会資料12】 教育計画作成分担表

総務・通学部会報告

1 開催日時及び出席者数

第5回 令和2年 9月10日 (木) 午後7時45分～午後8時55分 出席者：8名 (欠席者：3名)

第6回 令和2年10月28日 (水) 午後7時～午後8時15分 出席者：10名 (欠席者：1名)

2 副部会長の選出

副部長：萩野谷 邦夫委員より、本年度から開校準備委員会委員長となったことを理由として、副部長の交代の申し出があった。よって、新たに副部長を選出した。

副部長：下吉影小学校校長 塚本 清恵 委員

3 協議事項

(1) 制服・体操服 ※保護者の意見を多く取り入れるため、PTA部会員も協議に参加した。

制服のボタン・刺繍や体操服のプリント等、細かいデザインについて、事業者からの提案を基に協議し、【部会資料1】のとおりとした。また、制服と合わせて着用するもの(ワイシャツ等)のきまりについては、以下のとおりとした。

- ・男女ともに白無地のワイシャツを着用する。(市販品)
- ・セーター(市販品、黒・紺色の無地、Vネック)を着用可とする。(現行どおり)
- ・全ての生徒が男女の上着・ワイシャツを自由に選択可とする。(LGBT等性的少数者への配慮)

○参考

小川北中：男子はワイシャツ(市販品)、女子はブラウス(学校指定)

セーター(市販品、黒・紺色の無地、Vネック)着用可。カーディガン不可。

※スラックス・スカート・女子用スラックスについては、全ての生徒が自由に選択できると決定しているが、上着については明確にしていなかった。女子用と男子用では、合わせが異なる。事業者に確認したところ、LGBTの女子が、男子のスラックスと、男子の上着を購入したという事例があった。

○補足

販売開始時期……(制服)採寸期間：12月5日～12月25日 受け渡し：3月上旬(体操服)1月より購入、着用可
販売店……スクールショップ(小美玉市中延16-1)、マルサ洋品店(小美玉市小川1757)

(2) 校章・校歌

校章・校歌の制作方法について、【部会資料2】の検討事項と、他校の先行事例【部会資料3】【部会資料4】を基に協議し、以下のとおりとした。また、【部会資料5】を基に、制作スケジュールの確認を行った。

<校章>

制作方針：小川北義務教育学校の校章を新しく制作する。
制作方法：公募とする。募集対象は、小川北学区の出身者、在勤者、在住者、
児童生徒、保護者、卒業生とする。

○主な意見

- ・新しい校名になるので、校章も新しくする方がよいと思う。
- ・公募し、誰からも応募がなかったらデザイン事務所に依頼するというのはどうか。
- ・児童生徒を募集対象に含めれば、全く応募がないという状況にはならないと思われる。
- ・公募の場合、費用は無料ということになるのか。
- ・募集の範囲を、全国とするか、市内や小川北学区とするかで変わってくる。全国とする場合は、ある程度賞金を出さないと、応募が集まらないと思われる。
- ・募集範囲は、小川北学区に限定してもよいと思う。
- ・最初からデザイン事務所に依頼した方が、手間がかからず、金銭的にもよいのではないか。
- ・一から制作依頼する場合と、公募後に補正だけ依頼する場合では、前者の方が、費用は高額になるとと思われる。

<校歌>

制作方針：既存の校歌（小川北中）を補作し、新しい校歌とする。
著作権の問題により補作が困難な場合は、新しく制作する。
制作方法：上記いずれの場合も、作曲家：田川めぐみ氏に依頼（事務局より田川氏に
打診する）
歌詞の内容やフレーズ：部会・準備委員会で検討し、意見を制作者に伝える。

○主な意見

- ・小川北中の校歌は、分かりやすく、小学生が歌うにもちょうどよいので、補作するのもよいと思う。
- ・既存のものに手を加える場合は、著作者に許可を得る必要がある。現状では、作詞作曲者がどこに在住なのか、そもそも存命なのかははっきりしていない。著作者が全く分からない場合の著作権の取り扱いについても確認する必要があると思われる。

- ・新しく制作するのは最後の手段として、まずは、既存の校歌を基に補作できるかを確認するというだけでよいと思う。
- ・一般的に、中学校の校歌の方が複雑なメロディで、音域も広いので、少しでも簡単にして、小学1・2年生も歌えるようにしてあげた方がよい。プロの作曲家に依頼すれば、どのような歌詞であっても、1～9年生までが歌いやすいようにという条件で対応していただけたらと思う。
- ・小川南小の校歌を作曲した田川めぐみ氏に依頼してはどうか。
- ・田川氏は、下吉影小で音楽のつどいのための合唱指導や伴奏をしていただいたこともあり、小川北学区にも縁のある方といえる。
- ・本人の意向を確認し、難しいとなった場合は事業者に依頼でよいと思う。
- ・田川氏であれば、歌詞に入れたい言葉等、作詞についての意見も反映していただけたらと思う。

○補足

- ・著作権について（弁護士に相談の上、文化庁著作権課の資料等を基に、事務局で検討した結果）

著作物を改変する場合は、必ず、著作者本人または遺族の許可が必要となる。許可を得ずに勝手に改変してしまうと、著作者人格権（同一性保持権）※を侵害することになってしまうためである。

著作者不明の場合、文化庁に申請を行い裁定を受けることにより、著作物の利用が可能になるという制度があるが、その場合も、著作者人格権を侵害するような利用（改変）はできないとされる。

以上のことから、現状では、小川北中の校歌の著作者やその遺族を特定するための情報がなく、許可を得られないため、著作者人格権を侵害するという懸念を払拭することができない。したがって、補作を行うのは難しいといえる。

※著作者の精神的な利益を保護する権利（著作物を著作者の意に反して改変されない権利）

著作者が亡くなっている場合も、この権利を侵害するような行為はしてはならないと定められており、この権利を侵害する者に対しては、著作者の遺族が損害賠償請求等を行うことができる。

- ・田川めぐみ氏プロフィール

1988年生、茨城県小美玉市出身。

2012年東京藝術大学音楽学部作曲科卒、2014年同大学院修士課程作曲専攻修了。学内にて安宅賞、アカンサス音楽賞※、大学院アカンサス音楽賞を受賞。在学中にオーケストラ作品「Recollection」が湯浅卓雄氏指揮の芸大フィルハーモニアによって初演される。

2010年、全日本電子楽器教育研究会主催のイベント「EMIES SHOWCASE リサイタルシリーズ」にてソロリサイタル「One Sketchbook」を行う。

2014年より、東京藝術大学音楽学部音楽研究センター音響研究室教育研究助手。

クラシックからポップス、ジャズ、映画音楽などの作編曲やピアノ、キーボード、鍵盤ハーモニカなどの演奏活動、音楽教育事業のための音源制作、その他様々なコンテンツ事業の音楽制作も行う。

2019年、小川南小学校校歌を作曲。

※「アカンサス音楽賞」は藝大の学部生、「大学院アカンサス音楽賞」は修士の学生の中で、各科（作曲・ピアノ・声楽・古楽など）から優秀な成績を修めた学生若干名に授与

(3) 通学体制

昨年度の決定事項について、【部会資料6】を基に、確認を行った。

スクールバスの運行経路及び乗降所について、各校のPTAにおいて【部会資料7-1】の案を基に検討していただいた。(乗降所候補となる公共施設の状況については、【部会資料8】を参照)。

保護者から挙げた意見【部会資料9】を基に、部会で協議し、以下のとおりとした。

スクールバスの運行経路及び乗降所については、【部会資料7-2】のとおりとする。

制服

○胸ポケット刺繍 色：ライトグレー

Ogawa North School



○ボタン 色：シルバー



○スカート裾刺繍 色：ライトグレー



体操服

○プリントデザイン



○ネーム刺繍の色：白



○プリント位置



半袖：左胸にプリント



長袖：背中にプリント

校章

1 制作方針

- ・小川北義務教育学校の校章を新しく制作する
- ・既存の校章を基に補作し、新しい校章とする

2 制作方法

- ・委員の推薦により依頼（デザイン制作経験者等）
- ・デザイン事務所に依頼
補正が不要。作品の質が保証される。
- ・公募
多くの人に参加でき、応募数によっては選択の幅が広がる。

先行事例

小川南小学校……デザイン事務所に依頼

玉里学園義務教育学校……公募（対象：市在住者、玉里地区在学・在勤者、小中卒業生）

応募のあった33案から部会・準備委員会で選定し、デザイン事務所に補正依頼

デザインについては【部会資料3】を参照

校歌

1 制作方針

- ・小川北義務教育学校の校歌を新しく制作する
- ・既存の校歌を基に補作し、新しい校歌とする

2 制作方法

- ・委員の推薦により依頼（音楽関係者や作詞・作曲経験者等）
- ・音楽制作事業者へ依頼
作品の質が保証される。事業者の場合は、修正が依頼しやすい。
- ・公募
多くの人に参加でき、応募数によっては選択の幅が広がる。

3 歌詞の内容

- ・制作者に一任する（長さや文字数等、形式のみ指定）
- ・地域に関する内容を表現することとする
校歌の歌詞は、児童生徒や学校に関すること（児童生徒や学校のあるべき姿等）と、地域に関すること（学校周辺の景観等）を表現したものが多く。ただし、近年の校歌には、地域に関することを入れない場合もある。

4 歌詞に入れる言葉やフレーズ

- ・制作者に一任する
- ・準備委員会で検討し、フレーズを指定する
- ・公募し、応募のあったものを基に、準備委員会において絞り込む（あるいは、全て参考として制作者に提示する）

先行事例

【部会資料4】を参照

公募の場合の募集対象（応募資格）

- ・制限なし
 - ・小美玉市の出身者、在勤者、在住者（+ 小川北学区の児童生徒、保護者、卒業生）
 - ・小川北学区の出身者、在勤者、在住者、児童生徒、保護者、卒業生
- その他、「市（または小川北学区）に縁のある方」「市に愛着のある方」等が考えられる。

＜市内小中学校＞

	野田小学校	上吉影小学校	下吉影小学校	小川北中学校
小川北				
モチーフ	<ul style="list-style-type: none"> 野菊(素朴で純情で清らか、誠実で逞しく、きびしくて気高い) 	<ul style="list-style-type: none"> 学区の地名6つと、理想の姿(明朗・快活・友愛・協力・勤勉・希望)をペンに託して図案化 「小川」を円状にかたどっている 放射状のペンは、世界にはばたこうとする児童の心意気を表す 	<ul style="list-style-type: none"> こぶしの花 四方に向くペン(学問を極める) 学校名を囲んでいるのは「小川」の文字 学校の繁栄への願い 	<ul style="list-style-type: none"> 野菊(気品・優雅・郷土愛) 花卉:「小川」(協力・友情) 星形:北極星の「北」、小川北中の「北」(目標に向かったの限りなき前進と健康発展) 八咫鏡(一人一人が鏡に自分を映し、自己理解を深め自省をするというたゆまぬ自己研鑽の姿勢)

	小川小学校	橋小学校	小川南小学校
小川南			
モチーフ			<p>○コンセプト</p> <p>「校章」という子供たちから遠いイメージを脱却し、新たな歴史を歩みはじめる小川南小学校、そこに集う子供たちから慣れ親しみ愛される象徴であってほしい。</p>

	玉里小学校	玉里北小学校	玉里東小学校	玉里中学校	玉里学園義務教育学校
玉里					
モチーフ					<p>○モチーフ</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉(学校名である「玉里」) 筑波山と霞ヶ浦の波(清らかな情景と恵まれた自然) 丸は統合する4つの学校が一丸となり、笑顔あふれる学校になってほしいという願い 基調色は、霞ヶ浦に面した水が豊かな地域をイメージした青色

＜義務教育学校＞

県内	学園の森義務教育学校(つくば市)	みどりの学園義務教育学校(つくば市)	新治学園義務教育学校(新治市)	みなみ学園義務教育学校(笠間市)	桃山学園(桜川市)	かわち学園(河内町)
校章						
制作方法等	公募→依頼	公募	公募(応募数:110)	公募(応募数:36)	公募(応募数:59)	公募
モチーフ	<ul style="list-style-type: none"> 学園、G、学び、木、筑波山、ワッペン、9年間(9本のストライプ) 自然豊かなつくば市学園の森で学び、9年間を胸に刻み、誇りを持って未来へ進んで欲しいというメッセージを込めた 	—	<ul style="list-style-type: none"> 校名の頭文字「N」 人と人のつながり、友情の輪 	<ul style="list-style-type: none"> 吾国山(南小・南中が手を取り合う姿) ∞(みなみ学園の将来が無限であることへの願い) 世界で活躍する子どもたちを育成する学校を目指す観点から、ローマ字表記で「MINAMI」 	<ul style="list-style-type: none"> 桃の花(一人一人が手を繋ぎ輪になる様、外枠で地域が守る様、きらめく様) 児童・生徒が仲良く学び、母校を愛する気持ちを大切にもらいたいという気持ちを込めた 	<ul style="list-style-type: none"> ひばり(夢、希望) あじさい(団結) 稲穂(躍動) 河内町の子どもたちが健やかに成長することを願って定めた
県外	絹義務教育学校(小山市)	南松尾はつが野学園(和泉市)	伏虎義務教育学校(和歌山市)	碩田学園(大分市)	東郷学園義務教育学校(薩摩川内市)	
校章						
制作方法等	依頼	公募(募集対象制限なし)	公募(児童生徒、卒業生、市高デザイン表現科生徒)	公募(児童生徒)	公募	
モチーフ	<ul style="list-style-type: none"> 絹の頭文字「K」 繻(3地区の融和と団結) 	<ul style="list-style-type: none"> 松葉 はつが野地区での開校(発芽→開花) 	<ul style="list-style-type: none"> 伏(旧伏虎中の校章文字) 桜の花弁(優しさ、純潔さ、はじまり) 背景の円につながりや絆をイメージ 	<ul style="list-style-type: none"> 「碩田」の文字を日本の伝統色と家紋の「組み合い角」を用いてデザイン化することにより、学校、家庭、地域社会の強い絆を表現 	<ul style="list-style-type: none"> 梅 外側半円の梅の花びらは東郷地域の5つの地区、9つのペン先は、9年間の学び、9学年一体の学びを表現 	

<校歌制作 先行事例>

<他校の校歌>

Table with 4 columns: 学校名, 開校年度, 作詞/作曲, 制作方法. Lists school songs and their creation processes.

富士見ヶ丘小学校 校歌
一 そよ風吹く 富士見の丘に
希望の道 歩みくる
ひとりひとりの 未来みつめて
光る空へ 続く道

輝けいのち
学園の森義務教育学校 校歌
一 流れる雲は翼のかたち
こころに描く夢乗せてゆく
はじまりは今踏み出す一歩
語り合い 許し合い
ともに拓く明日

みどりのちから
新治学園義務教育学校 校歌
一 自分とちがう 命の音を
面手でそっと すくうこと
ふるさとの草の 口笛を
やさしい耳で 聴けること

河内町立かわち学園 校歌
一 ささぎもものない空に架かる七色の橋
緑豊かな大地は命をつなぐ恵み
遙かなる地平線 道振り返れば
富士も筑波もいつもそばにある

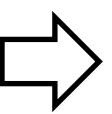
<小川北学区各校の校歌> 網掛け：地域に関する言葉

Table with 2 columns: 学校名, 校歌. Lists school songs for schools in the Koga-nishi district.

○既存の校歌を補正したもの
変更点：1～9年生という幅広い年齢の子どもたちが歌うため、理解しやすい言葉に置き換え。前期課程の子どもたちにも歌いやすくするため、音程の一部や曲のテンポを変更等

Table with 2 columns: 学校名, 校歌. Lists school songs for schools in the Koga-nishi district, including corrections.

Table with 2 columns: 学校名, 校歌. Lists school songs for schools in the Koga-nishi district, including corrections.



昨年度の決定事項（通学）

○遠距離通学

児童（1～6年生）の通学については、徒歩が基本であるが、学校の統合により、遠距離通学となることで教育活動に支障が出ないように、遠距離通学となる児童を通学支援の対象とする。遠距離通学については、市内で統合を先行する小川南小学校・玉里学園義務教育学校における決定を踏まえ、基準となる距離を3kmとする。通学距離が3km以上となる場合を、遠距離通学とする。

生徒（7～9年生）については、学校の位置及び通学距離に変更がないことから、これまでどおりの通学とする。

○遠距離通学支援の手段・内容

市内の公共交通機関（路線バス・循環バス）については、小川北中学校方面へ向かうものもあるが、運行時間や本数、停留所の位置等から判断すると、通学支援に利用するのは難しい。そのため、通学支援の手段は、スクールバスとする。

教育の公平性や子育て支援の観点から、スクールバスの運行に要する経費は全額市費をもって充てる。

○遠距離通学支援の対象

通学支援の対象となる児童については、「対象を定めずに、原則自由」とする。遠距離通学の基準となる距離が3kmであることから、スクールバスの乗降所は、新しい学校からの距離が3km以上となる場所に設置する。対象を定めないことにより、学校までの通学距離が3kmに満たない児童であっても、乗降所からバスに乗って通学することができる。

○スクールバスの運行経路及び乗降所の考え方

運行経路は、バス等乗車時の児童の精神的負担の軽減を図るため、最短経路とし、また、他の交通に支障とならない経路とする。




児童の体力の維持・向上のためには、徒歩通学が有効であることから、通学路の安全が確保できる範囲において、乗降所の設置は、必要最小限とする。

○スクールバス乗降所設置基準

乗降所の設置にあたっては、運行計画に影響を及ぼさない下記の全ての要件を満たす、運行経路上の場所とする。なお、民地の場合にあっては、所有者の同意が得られ、かつ、形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地とする。




- (1) 学校からの距離が概ね3km以上離れている
- (2) 他の交通に影響なく、安全に乗降ができる
- (3) バスが通り抜け、若しくは転回できる
- (4) 乗降所間の距離が概ね1km以上離れている

番号	施設名	学校からの距離	交通への影響	通り抜け転回	乗降所間の距離	現況
①	世楽地区 コミュニティ センター	5.2km	○	○ 転回	②：2.0km	
②	佐才地区 コミュニティ センター	3.2km	○	○ 転回	①：2.0km ③：1.6km	
③	上吉影小学校	3.2km	○	○ 転回	②：1.6km	
④	前野公民館	5.3km	○	△ 転回	⑤：1.8km ⑥：1.5km	
⑤	下吉影小学校	6.2km	○	○ 転回	④：1.8km ⑥：1.0km ⑦：1.4km	

番号	施設名	学校からの距離	交通への影響	通り抜け 転回	乗降所間の距離	現況
⑥	あらし 荒地公民館	6.4km	○	△ 転回	④：1.5km ⑤：1.0km ⑦：1.2km	
⑦	かいや 貝谷公民館	7.6km	○	○ 通り抜け	⑤：1.4km ⑥：1.2km ⑧：2.1km	
⑧	下吉影古新田 公民館	7.9km	○	○ 転回	⑦：2.1km	

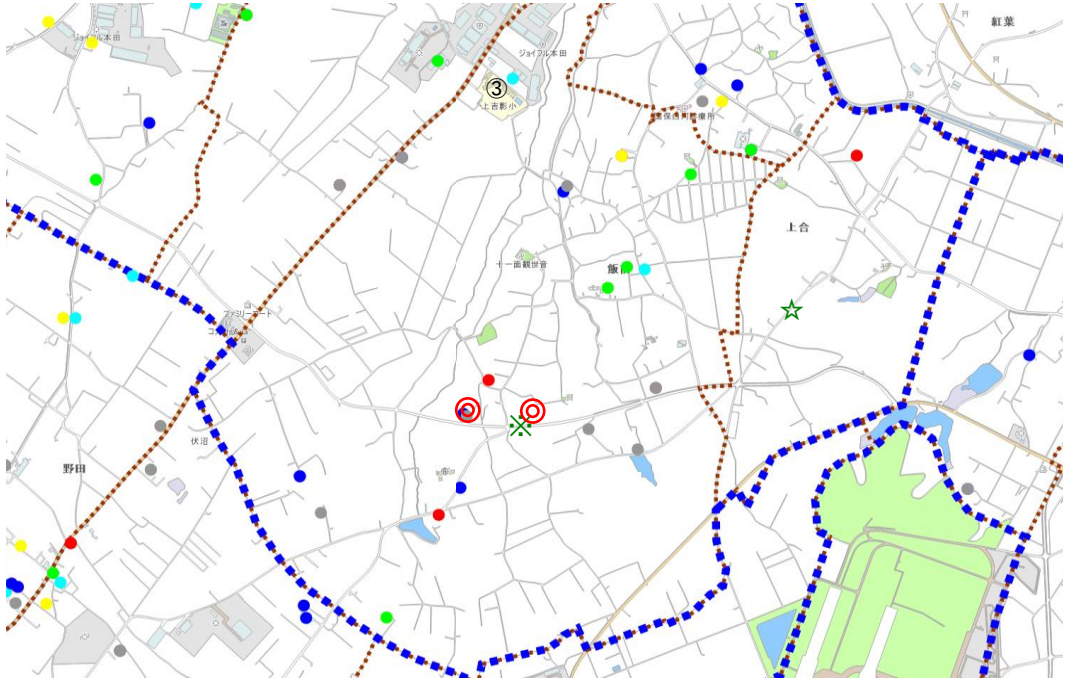
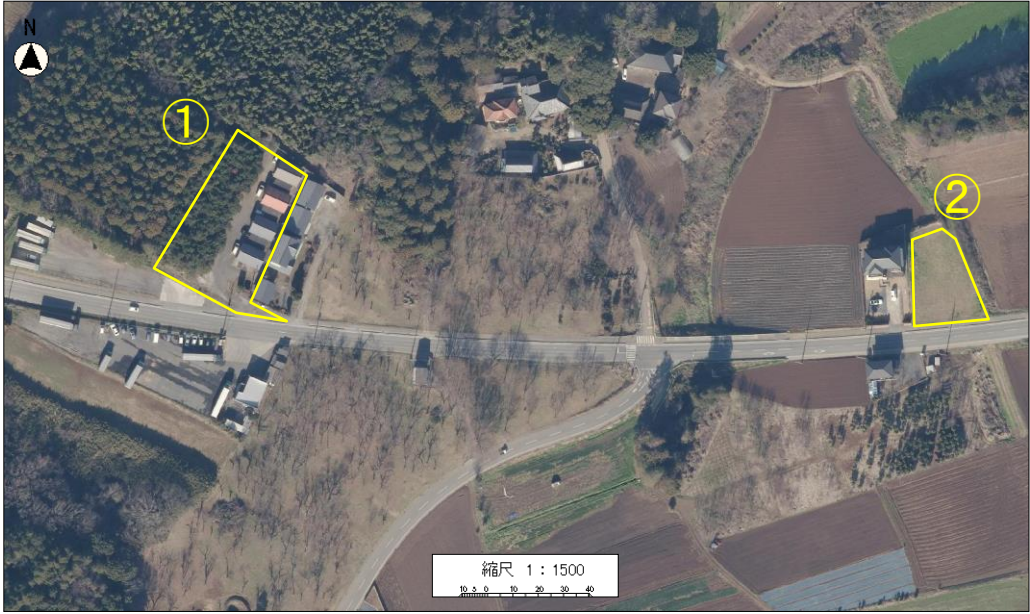
その他の公共施設

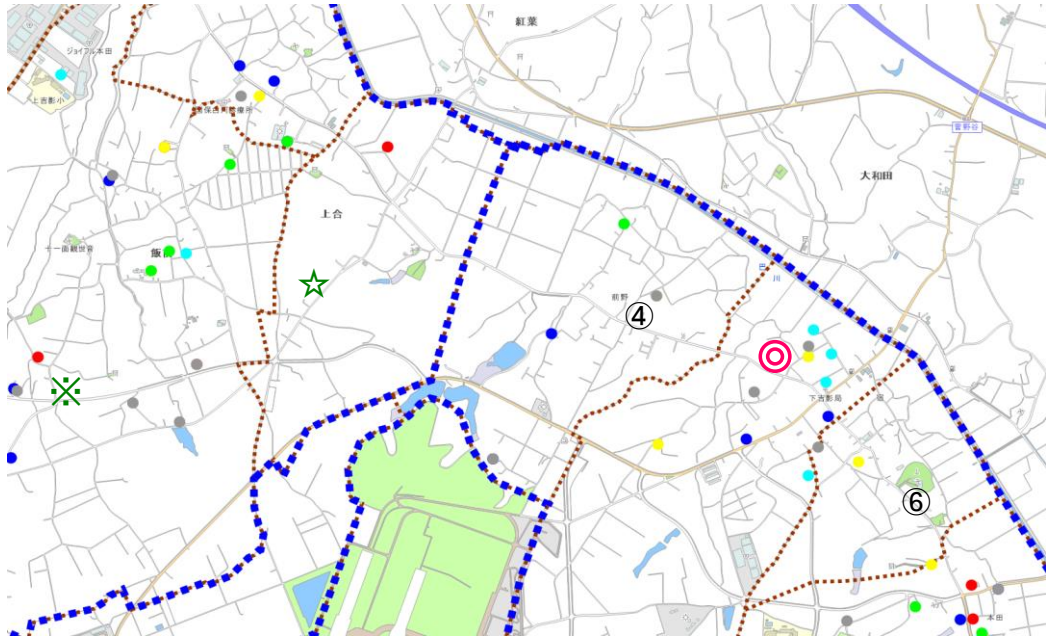
施設名	学校からの距離	交通への影響	通り抜け 転回	乗降所間の距離	現況
百里自営公民館	3.2km	× 接道狭い	△ 転回	③：2.8km ④：3.1km	
飯前公民館	3.2km	× 接道狭い	△ 転回	③：1.0km	
上吉影公民館	4.2km	× 接道狭い	○ 転回	①：2.0km ③：1.0km	
上合公民館	4.2km	× 接道狭い	○ 転回	③：1.9km ④：1.1km	
前原公民館	4.4km	× 接道狭い	△ 転回	③：1.2km	

施設名	学校からの距離	交通への影響	通り抜け 転回	乗降所間の距離	現況
宿公民館	5.9km	× 接道狭い	△ 転回	④：1.2km ⑤：1.0km ⑥：0.6km	
ほんでん 本田公民館	6.5km	× 路上停車	×	⑤：0.6km ⑥：0.5km ⑦：1.1km	
みなみはら 南原公民館	7.8km	× 接道狭い	△ 転回	⑤：1.6km ⑦：1.2km ⑧：1.0km	

意見一覧 各校の保護者に、乗降所・運行経路の検討をしていただいた中で挙がった意見

	保護者の意見内容	教育委員会での考え方
上吉影	小美玉温泉湯～GO！に乗降所を設置してほしい。	現在駐車場の再整備中であることや、施設利用者と児童間での事故等のトラブルを考慮すると、設置は難しい。
	佐才地区コミュニティセンターは、学校からの距離が3kmに満たないのではないかと。そうであれば、3km未満であるサポートやファミリーマートにも、乗降所を設置できるのではないかと。	乗降所の設置基準にある「学校からの距離が概ね3km以上」というのは、道のりで3km以上ということである。佐才地区コミュニティセンターは、直線距離では3kmに満たないが、道のりでは3km以上となる。また、サポートやファミリーマートは、道のり2kmであり、いずれも基準に満たない。
	乗降所までの登校班が必要である。	児童の自宅から乗降所までは、通学班を編成しての通学となる。乗降所の位置が決定した後、新たな通学班を編成することになる。
	乗降所の候補地は、全体的に駐車スペースの余裕がない。	自宅から乗降所までは、通学班を編成しての通学となることから、送迎のための駐車場所の整備までは行わない。整備は、乗降所として使用するために必要な箇所のみ行う。
	飯前地区に乗降所を設置してほしい。候補は2つあり、いずれも土地所有者の了承を得ている。 ①飯前1247 菊池住宅 山林 ②飯前1204-1 畑(空地)	①学校からの道のり：2.9km 転回△ 交通への影響○ 乗降所間の距離 上吉影小まで：1.6km ②については、乗降所設置基準において、民地を乗降所とする場合は「形状の変更を伴わず容易に整備できる農地以外の土地」としているため、基準を満たさない。
下吉影	荒地公民館と前野公民館の間に、「有限会社オオヌキ」の倉庫駐車場(下吉影1556-1)を乗降所として追加してほしい。土地所有者の了承は得ている。	「乗降所間の距離が概ね1km以上離れている」という基準から考えると、荒地・前野公民館と(有)オオヌキ駐車場の3カ所に全て設置するという事は難しい。 乗降所間の距離 前野公民館まで：600m 荒地公民館まで：800m 学校からの道のり：5.8km 転回○ 交通への影響○
	南原公民館を乗降所として追加してほしい。	敷地及び接道が狭く、基準を満たさないため設置は難しい。
	学童に行く児童が多いことから、帰りのバスの利用人数が1人または0人になってしまうことが考えられるが、その場合、バスは出るのか。	利用人数が0人の場合は、バスは運行しない。1人の場合は、運行する。バス利用の有無については、今後調査を行う必要がある。





P T A 部会報告

1 開催日時及び出席者数

第2回 令和2年10月5日（月）午後7時～午後8時15分 出席者：11名（欠席者：1名）

第3回 令和2年11月6日（金）午後7時～午後8時55分 出席者：12名

2 協議事項

（1）部会のスケジュールについて

新しい規約については、開校後のP T A総会で保護者に説明するよりも、早めに決定し、開校前に各校P T Aにおいて規約を確認しておく必要があると思われる。そのため、規約をいつまでに作成するか、協議を行った。

その結果、【部会資料10】のとおり、本年度内に新しい規約を作成し、来年度4月のP T A総会の際に保護者に提示し、承認を得ることとした。

また、第3回までの協議結果をもとに作成した規約を、本年度12月～1月に、各校のP T A役員会等で確認していただき、そこで挙げた意見をもとに、再度検討を行うこととした。

（2）P T A規約について

新しい学校のP T A規約について、小川北中学校・野田小学校・上吉影小学校・下吉影小学校・玉里学園義務教育学校の規約をもとに協議を行った。

協議結果は、【部会資料11】のとおり。

<主な意見>

○役員決め方について

- ・今までは各地区で集まり役員を決める機会があったため、地区割でもよかったが、統合後はその機会がないため、難しい。
- ・地区の少ない人数から選ぶより、学年から選んだ方が選択肢の幅が広がる。今後も児童の人数が減っていくことを考えると、学年割の方が現実的かと思われる。
- ・今後学年割とすることになっても、令和4年度開校時の役員だけは、統合前の各校で選んでおくことになるため、地区で選ぶ必要がある。
- ・第8学年から会長を選ぶこととすれば、会長だけは統合前でも学年から選ぶことができる。
- ・会長の決め方については、来年度の総会で案として提示するのがよいと思う。

PTA部会スケジュール

部会資料10

12月～1月
各校PTA役員会等で
規約を確認

4月
各校PTA総会で
規約の承認

	令和2年度												令和3年度												令和4年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	
(準備委員会)				①		②		③			④															
(部会)							①	②	③																	
規約 (組織編制)	規約の検討																								開 校	
事業計画													事業計画の検討													

役員会で挙げた
意見を基に再検討

◎
決定

開
校

1. P T A 規約等調整項目一覧

分類	調整項目		分類	調整項目					
1	目的及び活動	1	役員	5	総会				
		2				1	定足数		
3		2		総会の機能(審議事項)					
2	会員	1	3	総会の議決					
		2	4	総会の回数					
		3	5	臨時総会					
		4	役員会の構成						
3	役員	1	役員	6	役員会(幹部会)				
						会長	2	役員会の任務	
						副会長	3	役員会の開催	
						書記	4	役員会の議決	
						会計	7	運営委員会(実行委員会)	
						監事(監査)			1
						幹事	2		定足数
						女性ネットワーク委員	3		運営委員会の開催
						常任委員	4	運営委員会の任務	
						2	役員会の選出方法	8	専門委員会(専門部委員会)
						3	役員会の任期		
		4	役員会の任務	2	委員の選出				
		4	顧問及び監査	1	役員	9	学年PTA 地区PTA		
								会長	1
副会長	2						地区PTA		
書記	10						改正		
会計								1	規約の改正
監事(監査)	11						慶弔		
女性ネットワーク委員								1	見舞金
2								加療費	
3								記念品	転退職・退任 功労
4								弔慰金	
5	慶弔積立								
5	表彰	1	表彰対象	12	表彰者				
						2	表彰者の選考		

2. 決定事項（第 2 ～ 3 回）

分類	調整項目		部会の決定内容	協議の概要	
2	会員	2 会費	月額200円	児童生徒数・実家庭数・教職員数をもとに予算案を作成した結果、会費は200円が妥当となった。開校当初は支出が多く見込まれるため、繰越金(持寄金)を、1家庭につき100円として想定。	
3	役員	1 役員	会長	1名(8学年)	小川北中では、地区ローテーションによって役員を決めていたが、決める際の選択の幅が広がることから、地区ではなく学年から選ぶこととした。
			副会長	3名(6・7学年及び教頭)	
			監事(監査)	2名(1・9学年)	
			書記	2名(5学年及び教職員)	
会計	2名(4学年及び教職員)				
幹事					
	女性ネットワーク委員	若干名(2・3学年)			
	4 役員会の任務	会長	1) 会を代表し、総会及び役員会を招集する 2) 全ての会合に出席し、意見を述べるができる 3) 役員改選の翌年、教育後援会の会長を務める	小川北中の規約を基にする。 3) について、新たに教育後援会長を選出するのは大変であるため、現在の小川北中と同様、充て職とする。 また、小川北中の規約にある「会議の議長となる」という文言は除く。議長は、前年度PTA会長が選出することとする。	
		会計	1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する 2) 年度末に監事の監査を経て、定期総会での決算報告をする 3) 予算の立案について協力する	小川北中の規約を基にする。	
		女性ネットワーク委員	女性(母親)の立場から、児童の健全な成長を図るための活動を、会長等の指導助言の下に行う	玉里学園の規約を参考にする。	

分類	調整項目	部会の決定内容	協議の概要
	5 役員選考委員会の構成		役員は地区からではなく学年から選ぶこととしたため、除く。
	6 役員選考委員会の解任		
4 顧問及び監査	1 顧問	前会長を顧問に置く 会長の要請に応じて、重要事項について意見を述べる ことができる	小川北中と玉里学園の規約を基にする。 ただし、玉里学園の規約にある「各種会議に出席し」という文言は除く。
	2 監査		役員内に置く。
5 総会	1 定足数	会員の5分の1（委任状含む）	野田小・上吉影小で共通する内容。
	2 総会の機能（審議事項）	1) 規約の制定及び改廃	小川北中の規約を基にする。
		2) 会の主要活動方針、年度における行事予定及び予算の決定と予算の承認	
		3) 役員承認	
		4) その他、会の目的達成に必要な事項	
3 総会の議決	出席者の過半数 可否同数の場合は、議長がこれを決定する		
4 総会の回数	年1回		
5 臨時総会	役員が必要と認めたとき、または、会員の5分の1以上の要求があったとき		
6 役員会（幹部会）	1 役員会の構成	会長、副会長、後援会会長、校長、教頭、監事、書記、会計及び女社委員	小川北中の規約を基にする。 役員会と運営委員会についてはどちらかがあればよいとの意見があったため、どちらを置くか検討した。その結果、運営委員会の場合は地区委員（常任委員）や学年委員が含まれるため、人数が多くなってしまふことから、運営委員会は置かず、役員会を置くこととした。
	2 役員会の任務	1) 規約に定めるもののほか、会の運営上の諸種の重要事項の協議並びに企画をし、総会に提出する議案を調整する 2) 役員に欠損が生じた場合は、これを補充する	
	3 役員会の開催	会長が必要と認めたときまたは、構成役員4分の1以上の要求があったとき	
	4 役員会の議決	出席者の過半数 可否同数の場合は、会長が決定する	
7 運営委員会（実行委員会）	1 運営委員会の構成		
	2 定足数		
	3 運営委員会の開催		
	4 運営委員会の任務		
8 専門委員会（専門部委員会）	1 専門委員会の任務	1) 地区委員会 心身ともに健全な児童生徒の育成を図るために校内外における適切な生活指導及び環境整備・美化に努める ・児童生徒の校外生活 ・交通安全指導 ・学校内外の環境の整備	小川北中と玉里学園の規約を参考に、学年委員会と地区委員会（常任委員会）を置く。 小川北中の常任委員会という名称では、地区の代表であることが分かりにくいいため、名称を地区委員会とする。 広報委員会については、学校のホームページ上でPTA活動や学校生活の様子を周知することができ、紙媒体の広報配布が少なくなってきたことから、置かないこととする。
		2) 学年委員会 関係学年の父母と教師との連携を一層緊密にし、児童の福祉増進と生活向上に努める ・各学年のPTA活動の計画、調整 ・家庭教育学級	
	2 委員の選出	[地区委員会] 各地区より1名 [学年委員会] 各学年より3名	地区委員会は小川北中の規約を参考にする。学年委員会は各学年の委員長1名・副委員長2名とする。
	3 委員の任期	1年（再任可）	玉里学園の規約を参考にする。
4 正副委員長の選出	[委員長] 1名 委員の互選により選出 [副委員長] 2名 委員の互選により選出		

分類	調整項目		部会の決定内容	協議の概要	
9	学年PTA 地区PTA	1 学年PTA		専門委員会として、学年委員会・地区委員会を置く。	
		2 地区PTA			
10	改正	1 規約の改正	総会において、出席者の2分の1以上の賛成	小川北中の規約を基にする。	
11	慶弔	1 見舞金	1) 児童生徒、役員及び職員の病気、負傷のため1週間以上の入院をした場合 ・5,000円 2) 児童生徒が授業中、発病・負傷した場合 ・最初の処置料、交通費 3) 会員が災害を被った場合、その他必要と認めた場合	小川北中の規約を基にする。慶弔費はPTA会費より捻出するため、慶弔積立はなしとする。	
		2 加療費			
		3 記念品	転退職・退任		役員、職員の転退職
			功労		会員及び職員で功労ありと認めた場合は、委員会協議の上、感謝状並びに記念品
		4 弔慰金	1) 児童生徒死亡 ・香料10,000円 ・花(一年忌) 2) 会員死亡 ・香料10,000円 3) 職員の父母、配偶者死亡 ・香料10,000円 4) 役員の父母、配偶者死亡 ・香料10,000円 5) 会員が災害を被った場合、その他必要と認めた場合		
5 慶弔積立					
12	表彰	1 表彰対象		表彰に関する内容は、規約には入れないこととする。	
		2 表彰者の選考			

学校運営部会報告

1 開催日時及び出席者数

第4回	令和2年	2月27日(木)	午後5時30分～午後6時30分	出席者：4名
第5回	令和2年	9月23日(水)	午後1時30分～午後3時	出席者：4名
第6回	令和2年	10月15日(木)	午後1時30分～午後3時	出席者：4名
第7回	令和2年	11月19日(木)	午後3時～午後4時30分	出席者：4名

2 部会長の選出

「小美玉市義務教育学校開校準備委員会設置要綱」第8条第4項に基づき、下記のとおり、部会長を選出した。

部会長：下吉影小学校教頭 宇野 和夫

3 協議事項

- (1) 昨年度までの進捗状況の確認
- (2) 教育課程の作成について（令和3年度にスタートさせるものの確認）
 - ・日課表（第7回会議において教務主任会からの提案検討）
 - ・生活のきまり・学習のきまり
（第7回会議において教務主任会作成案の検討）
 - ・生活科・総合学習のテーマの統一
 - ・3小学校交流事業
 - ・教育計画の作成についての割り振り確認
- (3) 令和3年度中に決定すべき事項
 - ・年間授業時数
 - ・各教科年間計画
 - ・年間行事計画（第7回会議において教務主任会から令和3年度、令和4年度分の提案あり）
 - ・学校徴収金規定（事務職員部会からの提案有り）
 - ・備品の確認，移転備品の検討，台帳の整理について
- (4) 備品の確認方法について
 - ・小川北学区研究部員名簿の作成
 - ・教科・領域の担当校の確認
野田小（国語，算数，図工，英語，特別支援）
上吉影小（社会，理科，家庭，道徳，情報）
下吉影小（生活，音楽，体育，特活）
※冬休み中までに各校で教材備品を確認し，担当校リーダーが中心になり現状を把握する。場合によっては各校を訪問して確認する。
- (5) その他
 - ・体育館シューズの使用について（今後の検討）

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
1. 学校経営			
1. 1. 学校経営の基本構想	校長会		
1. 2. 教育目標, 組織目標	校長会		
1. 3. グランドデザイン(令和3年度版)	校長会		
2. 教育課程 (小中一貫教育を踏まえた教育課程編成の基本方針について)			
2. 1. 教育課程編成・実施の基本方針	運営部会		
2. 2. 教育内容の特色	運営部会		
3. 校内規定			
3. 1. 職員の服務規程	教頭会		
3. 2. 校務分掌 (案)	教頭会		
3. 3. 公印規程	教頭会		
3. 4. 懲戒規程	教頭会		
3. 5. 学校防災管理規程	教頭会		
3. 6. 学校防災管理規程細則	教頭会		
3. 7. 地震防災規程	教頭会		
3. 8. 教育財産の管理貸与規程	教頭会		
3. 9. コンピュータ取扱規程	教頭会		
3. 11. 暖房使用規程	教頭会		
3. 12. 冷房使用規程	教頭会		
3. 13. 児童に関する規程	教頭会		
3. 14. 学校徴収金取扱規程 (部活動費扱いも含む)	教頭会	事務部会	
3. 15. 起案文書作成規程	教頭会		
3. 16. 校内個人情報管理規定	教頭会		
3. 17. 教員評価規程	教頭会		
5. 授業時数及び時数の運用			
5. 1. 年間授業時数	運営部会	教務主任会	
5. 2. 年間行事計画	運営部会	教務主任会	
5. 3. 日課表	運営部会	教務主任会	
6. 校内研修の充実			
6. 1. 校内研修の構想	教務主任会	確かな学力	

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
6.2. 校内研修計画	教務主任会	確かな学力	
6.3. 指導案形式	教務主任会	確かな学力	
7. 教室配置図及び避難経路	教務主任	健やかな体	
8. 通学区（総務・通学部会で）			
8.1. 学区地図，バス停	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.2. コース別時刻表	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.3. 運行規約（保護者バス停立哨を含む）	開校準備委員会	総務・通学部会	
8.4. 通学バス利用の手引き	総務・通学部会	健やかな体	
9. 開かれた学校づくり			
9.2. 学校評議員会	教頭会		
9.3. 学校関係者評価委員会	教頭会		
9.5. 地域人材・専門家有効活用計画	教頭会		
9.6. P T A会則	開校準備委員会	準備委員会 PTA部会	
10. 確かな学力を育む教育の推進			
10.4. 外国語	運営部会	外国語主任部会	
10.5. 学校改善プラン	教務主任会	教務主任会	
10.6. 学習・生活のきまり	教務主任会	豊かな心	
10.7. 学校図書館活用計画（みんなにすすめたい一冊の本事業強化計画含む）	教務主任会	確かな学力	
10.8. 学びの広場サポートプラン実施計画	教務主任会	確かな学力	
10.9. 保幼小連携，接続	運営部会	保幼小接続コーディネーター部会	
11. 豊かな心育む教育の推進			
11.2. 道徳教育全体計画（教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い）	教務主任会	豊かな心	
11.3. 特別活動全体計画	教務主任会	豊かな心	
11.4. 学級活動年間指導計画	教務主任会	豊かな心	
11.5. 児童生徒会活動年間指導計画	教務主任会	豊かな心	
11.6. クラブ活動年間指導計画	保留	保留	
11.7. 学校行事	運営部会	教務主任会	
11.8. 福祉教育全体計画	教務主任会	豊かな心	
11.9. 人権教育全体計画	教務主任会	豊かな心	
11.10. キャリア教育全体計画	教務主任会	豊かな心	
11.11. 菜園・花壇施工計画	教務主任会	豊かな心	

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
11. 11. 食に関する指導			
11. 11. 1. 食育全体計画	教務主任会	健やかな体	
11. 11. 2. 学校給食の年間指導計画	教務主任会	健やかな体	
11. 11. 3. 給食の時間における給食指導の展開	教務主任会	健やかな体	
12. 健やかな体を育む教育推進			
12. 1. 学校体育科教育全体計画	教務主任会	健やかな体	
12. 2. 学校健康教育全体計画	教務主任会	健やかな体	
13. 時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進			
13. 2. 国際教育全体計画	教務主任会	確かな学力	
13. 4. 環境教育全体計画	教務主任会	確かな学力	
13. 5. 情報教育全体計画（ICT教育・プログラミング教育）	教務主任会	確かな学力	
14. 自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進			
14. 1. 特別支援教育全体計画	教務主任会	豊かな心	
14. 2. 特別支援教育推進計画	教務主任会	豊かな心	
15. 部活動（何学年から参加するか、については保留）			
15. 1. 本校の部活動（部活動全体計画）	教務主任会	健やかな体	
15. 2. 申し合わせ事項	教務主任会	健やかな体	
15. 3. 部活動心得	教務主任会	健やかな体	
15. 4. 各種届出用紙	教務主任会	健やかな体	
15. 5. 保護者会	教務主任会	健やかな体	
16. 生徒指導			
16. 1. 本校の生徒指導（全体計画）	教務主任会	豊かな心	
16. 4. 生徒指導マニュアル	教務主任会	豊かな心	
16. 5. いじめ防止基本方針	教務主任会	豊かな心	
16. 6. スクールカウンセラー，サポーター，ライフサポーター活用計画	教務主任会	豊かな心	
17. 学校保健・安全			
17. 1. 保健安全全体計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17. 2. 保健計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17. 3. 安全計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17. 4. 保健室経営計画，救急処置について	教務主任会	健やかな体	養教部

項目	担当		
	統括	担当部会	担当グループ
17.5. 健康診断実施計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.6. 健康観察等保健情報の収集について	教務主任会	健やかな体	養教部
17.7. 健康上配慮の必要な児童生徒の管理	教務主任会	健やかな体	養教部
17.8. 感染症・食中毒の予防と発生時の対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.9. アレルギー児童生徒，症状への対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.10. 環境衛生検査について	教務主任会	健やかな体	養教部
17.11. 校舎内外の安全点検について	教務主任会	健やかな体	
17.12. 保健指導計画（17.2に統合）	教務主任会	健やかな体	養教部
17.13. 啓発活動	教務主任会	健やかな体	
17.14. 性教育全体計画・性教育年間指導計画	教務主任会	健やかな体	養教部
17.15. 健康相談	教務主任会	健やかな体	養教部
17.16. 心身の健康課題への対応	教務主任会	健やかな体	養教部
17.17 避難訓練	教務主任会	健やかな体	
18. その他マニュアル類			
18.1. 防災マニュアル	教頭会		
18.2. 危機管理マニュアル	教頭会		
19. その他			
19.1. ○○会規約	教頭会		
19.2. ○○会慶弔規程	教頭会		

新校舎建設工事について

(1) 工事概要

工事請負業者	水戸市緑町1丁目1番4号 (株)鈴木良工務店
契約金額	1,419,000,000円(税込み)
工事内容	【増築工事】延床面積：4,396㎡ 鉄筋コンクリート造2階建て 【改修工事】改修面積：731㎡
工期	R2.10.24～R4.2.28

(2) 概略工事工程

内容	令和2年度						令和3年度											
	R ² 10月	11月	12月	R ³ 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R ⁴ 1月	2月	3月
工程1 ①準備工・切り 回し工事		仮囲設置、撤去・切り回し工事																
工程2 ①校舎建設				杭工事	コンクリート打設、一部内外装工事など			仮使用検査										
②外構									外構(正門～新校舎昇降口)									
工程3 ①校舎建設										内外装工事等								
②校舎改修								増築棟接続部通路改修			職員室、昇降口等改修							
③外構																	駐車場等	

(3) 工事計画図

